

アメリカ人をめぐる社会的課題

— 国籍、市民権と教育権保障運動 —

琉球大学 野入直美

一・ 沖縄のアメリカン

(一) 日米両方の市民権からの疎外

〈相談事例No.一六七〉

私の夫は、「ハーフ」です。彼は一九七六年に、沖縄で、アメリカ人の父親と日本人の母親の夫婦の子どもとして生まれました。これまで一度もアメリカに行つたことがありませんが、アメリカ国籍で、日本国籍はありません。今は、米軍基地の中で働いていて、一応、S O F A (Status of Forces Agreement:日米地位協定で身分保障された軍人・軍属とその家族)の身分なのですが、基地の中の病院に行こうとしたら、医療費は自己負担といわれました。日本の国民健康保険にも入れず、年金にも加入できません。彼はどうやってたら日本国籍

を取れますか？

〈日本人弁護士による助言〉

国籍選択の年齢も過ぎており、S O F Aでもあり、この場合はS O F A離脱後(軍属の仕事をやめた後)に簡易帰化するという選択しかないだろう。

この相談事例は、私が二〇〇〇年から二〇〇一年まで参加していた民間のボランティア団体、国際恋愛・結婚法律相談ホットライン (Counsel Institute Regarding International Relationships: CIRIR) で取り扱った事例である。この団体は、沖縄在住の日本人弁護士が有志で組織化し、無料の電話相談を行っていたもので、現在は事業を終了している。私は電話の受付と弁護士への取次ぎを担当したのだが、ここに寄せられた二九三件の相談の中で最も印象深い相談事例が、前述のNo.一六七であった。

この事例からは、沖繩における成人アメリカンが置かれていた状況を詳細に読みとることができる。

このアメリカンの男性は、相談があった二〇〇一年の時点で二五歳であった。彼が出生した一九七六年、日本の国籍法は父系血統主義の原則をとっていた。すなわち、出生した子どもは父親から国籍を継承するとする原則である。彼は日本で、日本人の母親から生まれたのだが、日本国籍をとれず、アメリカ国籍者となった。

一九八五年に、日本の国籍法は両系血統主義へと改正された。それによって、一九八五年以降に出生した子どもは、父親と母親の両方から国籍を継承するようになった。父と母の国籍が異なる場合は、原則的には二重国籍となり、二〇歳から二二歳までにどちらかひとつの国籍を選ぶ国籍選択を行うということが定められた。また、法改正の経過措置として、一九八五年時点で未成年の無国籍者および外国籍者で日本国籍の母親を持つ者は、申請すれば日本国籍を得られるという経過措置期間がおかれた。

相談事例の男性は、一九八五年の時点で九歳であった。彼自身が経過措置期間について情報を収集し、自分で日本国籍取得の申請に赴くことは、この年齢では不可能であっただろう。保護者が相談機関にこまめに足を運んで

いたり、法務局の広報に気を配っていたりしないかぎり、経過措置期間についての周知徹底は困難であった。相談事例の男性は、経過措置期間を逃し、米国籍者として成人した。

日本国籍のない彼にとつて、就職の門戸がどれだけ狭かったかは容易に推察することができる。沖繩において彼が見出すことのできた安定職は、米軍基地内での就労であった。ところが、この仕事が彼の日本国籍取得の可能性を閉ざしてしまうのである。同時に、彼は、米国籍が基地内の福利厚生へのアクセスをなら保障しないことを見出した。

彼は基地内の仕事を得て、S O F A となった。米軍基地の中には、勤務する軍人・軍属に教育・医療・福利を提供するさまざまな施設が整っている。しかし、彼は沖繩で契約を結んだ「現地雇用」であったため、地元民と見なされ、米本国で雇用された軍人・軍属なら基本的に無償医療を享受できる病院で、自己負担を言い渡されたのである。S O F A になっても基地内の施設が使えないのなら、米国籍をもっていることのメリットはない。彼は日本国籍をとろうと考えたが、自分が外国人登録証をもっていないことに気づいた。S O F A、すなわち日米地位協定で身分保障された米軍人・軍属は、出入国管理

法の対象外となり、通常なら三ヶ月以上日本に定住する外国人に義務づけられている外国人登録が適用されないところが、帰化による日本国籍の取得は、一律に外国人登録を前提としている。法務局は、外国人登録証のない個人による帰化申請を受理しないのである。

二〇〇一年に電話相談を受けた私は、「S O F A 離脱後なら帰化できる」という日本人弁護士による助言を伝えながら、その内容が相談者夫婦にとって何の役にも立たないのを実感せざるを得なかった。確かに基地内の仕事をやめて、S O F A を離脱すれば、帰化申請が可能となるであろう。しかし、この成人アメリカンの男性にとって、米軍基地における就労以外にどのような安定職がありうるだろうか。彼は基地内にしか生計の方途を見出せず、そうである以上、日本国籍を取得できないまま、病院にも行けず、年金にも加入できない状態で、加齢だけが重なっていくのである。この相談事例は、沖縄におけるいくらかの成人アメリカンが、日本とアメリカの両方の市民権から徹底的に疎外されているという状況を如実に示している。

(二) アメリカンという用語

アメリカ人とアジア人の両親を持つ人々を指す「アメ

ラジアン (Amerasian)」という用語は、日本では一九九七年以降の沖縄における教育権保障運動ではじめて使われた、きわめて新しい用語である⁽¹⁾。一方、アメリカ合衆国では、アメリカンという用語は一九七〇年代から用いられてきた。それは、ヴェトナム戦争の後に共産化したヴェトナムで、何千という米兵を父親とする子どもたちが残され、激しい差別にさらされている状況をアメリカ人たちが認識する中で生まれた言葉である。合衆国議会は、一九八二年にアメリカン移民法 (Amerasian Immigration Law)⁽²⁾ を通過させた。それによって、アメリカ人の父親の存在を立証することができたアメリカンの子どもたちは、合衆国への移住を認められた。その後、アメリカでは、アメリカンという用語はたいていヴェトナム系の子どもを指すものとされてきた⁽³⁾。また、戦争の落とし子というイメージも定着した。しかし現実には、平和時の米軍駐留によっても、またヴェトナム以外のアジアの国々、すなわち日本、韓国、フィリピン、タイ、ラオス、カンボジアでも、アメリカンの子どもたちは生まれ続けてきた。

日本では、圧倒的多数のアメリカンは、在日米軍基地の約七五パーセントが集中する沖縄に住んでいる。沖縄のアメリカンは、現役あるいは退役した米軍人・軍

属のアメリカ人を父親に、地元の沖縄女性を母親に持つケースが圧倒的に多い。日本弁護士連合会は、一九八一年の調査で、沖縄に約三五〇〇人の「国際児」がいると推定している⁽⁴⁾。現在も毎年、約二六〇人のアメリカンが沖縄で誕生し続けている⁽⁵⁾。彼らの国籍は多様で、日本国籍のみを持つケース、日米の二重国籍のケース、米国籍のみをもつケースがある。

多くのアメリカンの子どもは、公立学校で学んでいる。沖縄県教育委員会が行った実態調査によると、日本人と外国人の両親を持つ「国際児」で義務教育段階にいるのは沖縄県内で七一六人、うち公立学校に通っているのは四五九人であった⁽⁶⁾。この調査は、日本国籍のみを持つアメリカンの子どもを対象に含んでいないことなど、母集団の確定に課題を残しているのだが、その限定的なデータですら、アメリカンの子どもたちが教育の領域で直面している問題を照らし出している⁽⁷⁾。第一に、通学先「不明」とされる子どもが、調査対象となった七一六人中、六一人（小学生五五人、中学生六人）という規模で存在することが明らかになった。彼らは、基地内のアメリカン・スクールにも公立学校にも学びの場を持たず、無学歴になる恐れのある子どもたちである。未就学、あるいは就学先不明の児童に対する、過去に学びの

場を持たなかった成人アメリカンも含めて、過去にさかのぼった実態調査と支援が求められている。第二に、公立小・中学校に在籍している「重国籍児等」の「日本語適応」状況に関する調査で、八七パーセントもの生徒が「会話・学習とも支障はない」と答えている。この調査結果は、逆説的に、日本語による授業に困難を抱えるアメリカンの子どもの多くが、実質的に公立学校から排除されている現状があることを示唆している。

一九九八年に設立された民間の教育施設、アメリカン・スクール・イン・オキナワ (American School in Okinawa. 以下アメリカン・スクールと表記) は、アメリカンの子どもたちがありのままの自分を受けとめ、安心して学べる場を保障するために、五人の母親らが共同出資して作った学びの場である。学校名にある「American」という表記は、アメリカの言語・文化とアジアの言語・文化をともに等しく尊重するという、アメリカン・スクールの理念を表している。教育権保障運動の内容に入る前に、次章では、アメリカンをめぐる問題状況の推移を整理しておきたい。

二．国籍と市民権

(一) 国籍法改正を求めて〜一九八五年まで

沖縄のアメラジアンをめぐる問題状況は、一九八五年国籍法改正までの「無国籍児」を焦点とする時期と、それ以降、特に一九九七年以降の教育権保障運動を中心とする時期とに時期区分できる。国籍法改正までは、法的なレベルでは「無国籍」という法的無権利状態が、そして福祉の領域では主に米兵に遺棄された母子家庭の貧困の問題が問われていた。

終戦後の沖縄で、当時「混血児」と呼ばれていたアメラジアン⁽⁷⁾の状況について、ここでは波平勇夫の先行研究を参照しつつ、(Ⅰ)戦争犠牲型の母親からの出生(一九四五～五二)、(Ⅱ)国際結婚の増加と経済的依存関係の強化(一九五三～六二)、(Ⅲ)経済的依存関係の減少(一九六三～七〇)という形で整理したい⁽⁸⁾。

波平によると、(Ⅰ)の時期、特に終戦直後は、「混血児」の多くは米兵による地元女性のレイプによって身ごもられた。次いで、他に生計を立てる手段のない女性たちと米兵との間に、売買春関係が生じた。「混血児」の母親を売春婦と同一視するステイグマの形は、この時期に形成された。(Ⅱ)の時期は、一九五一年の日米安全保障条約締結、そして一九五二年の対日講和条約発効以降の時期である。日本とアメリカの間に国際協力関係が成立し、沖縄では米留制度などによって親米エリート⁽⁹⁾の育成

が図られるようになった。沖縄の人々から、アメリカに對する敵国意識が薄れていく一方で、米軍基地への経済的依存関係は深まっていく。国際結婚は、一九五五年には那覇市だけでも二二四件であったものが、一九六二年には五六二件に増加しているが、その多くは、基地周辺の歓楽街で働く沖縄女性と米兵との結びつきであった。(Ⅲ)の時期に入ると、沖縄の人々の生活が少しずつ安定し始め、生活のための国際結婚は減少していく。一九六六年の那覇市における婚姻数は、四七二件である。

沖縄社会が徐々に安定するにつれて、国際恋愛や結婚は多様化していくのだが、「混血児」とその母親のステイグマ化は継続していく。その中で、母親が育てきれなかつたり、遺棄したりしたアメラジアンの子どもを、アメリカ人の夫婦に養子縁組させる取りくみが始まった。

沖縄では一九五八年から、国際社会事業団(ISS: International Social Service)が中心となって、アメラジアンの子どもたちとその母親の支援を行っていた⁽¹⁰⁾。ISSは、基地内にあったアメリカ婦人福祉会が出資し、アメリカ人牧師が初代理事長となって発足した、民間の社会福祉団体である。沖縄の本土復帰後は社会福祉法人となつて沖縄県からも補助金を受けるようになり、社会福祉法人国際福祉沖縄事務所(ISAQ: International Social

Assistance Okinawa Inc.)、さらに国際福祉相談所と名称を変更し、年間約五〇〇件の相談事業を行ってきた。主な活動は、養子縁組のための調査・申請手続きと、国際恋愛・結婚・離婚をめぐる相談事業である。

同組織の「混血児実態調査」(一九七〇年)によると、沖縄の「混血児」はおよそ三〇〇〇人、その八〇パーセントは母子家庭である⁽¹⁰⁾。彼らにとつて最大の問題は、日本国籍がないために国民健康保険、児童扶養手当、無償の義務教育といった福祉・教育を受ける権利を剥奪されていることであつた。そこに、米兵による母子の遺棄と、母子家庭の貧困の問題が絡み合っている。

一九八五年までの日本の国籍法は、父系血統主義、すなわち子どもは父親の血を継ぎ、父親から国籍を継承するという考えを原則としていた。国際結婚によつて生まれた「混血児」は、母親から日本国籍を継承することはできないのである。その場合、医療費は全額、保護者の負担となり、児童扶養手当をもらえず、入学通知は届かず、公立の小・中学校で教科書代を徴収され、自治体の保険所が行う予防接種や健康診断の対象外となり、国民年金にも加入できない。アメリカンは、日本国籍がないことを理由に、市民権を徹底的に剥奪されていたのである。保護者への負担は重くなり、母親が歓楽街で働く

ことを余儀なくされたり、それでも育てきれなくなったケースが多発する。結果として、「水商売をする母親」「貧困」「親なし子」といったステイグマが「混血児」につきまとう⁽¹¹⁾。

最悪の場合、子どもは母親から日本国籍を得られないだけでなく、父親からも米国籍を得られず、「無国籍児」となつていた⁽¹²⁾。「無国籍児」は、出生届すらできないことがあつた。その場合は、自治体の住民票にも記載されず、どのような形の市民権も持ち得ない。

沖縄復帰後、ISAO、沖縄県教育庁、弁護士連合会を中心とする多様な層に支えられた「混血児」支援運動は、「無国籍児」の救済を焦点化していく。彼らは、一方では沖縄県内の市町村に働きかけ、米国籍児や「無国籍児」の母親に児童扶養手当の受給資格を与える条令を制定させていった。他方で、彼らは「無国籍児」問題を、沖縄の米軍基地集中に根ざした人権問題と位置づけ、国会に向けて、国籍法改正を求める陳情を繰り返していく。その骨子は、日本人の母親から日本国籍を継承できるように法改正を行い、「日本人」としての権利を「混血児」に保障していこうというものであつた⁽¹³⁾。

「無国籍児」の問題は、沖縄だけで発生しているわけではなかつた。東京では、一九七七年に「無国籍児」国

籍請求裁判が始まった。さらに当時、日本政府はヴェトナム難民の受け入れと女性差別の撤廃という、先延ばしにしてきた課題に直面していた。日本が国際人権規約と女子差別撤廃条約に批准したことを受けて、国籍法は一九八五年に改正された。父系血統主義は両系血統主義に改められ、子どもは母親からも国籍を継承できるようになった。法改正後に沖縄で生まれたアメラジアンは、基本的には重国籍となり、二〇歳から二二歳の間に本人の意思に基づいて国籍選択を行うようになった。

(二) 国籍法改正以後に残された問題

「混血児」救済運動は、国籍法改正以後、急速に下火になった。国際福祉相談所は、一九九〇年に財政難によって閉鎖する。一九九八年にアメラジアン・スクールが設立されるまで、アメラジアンのためのエージェンシーは皆無となるのである。

一方、国籍法改正後も、アメラジアンの市民権をめぐる解決から取り残された問題が存続していた。第一に、法改正から取り残された成人アメラジアンの問題がある。一九八五年一月一日時点で二〇歳を越えていた成人アメラジアン、すなわち二〇〇四年現在で四〇歳以上の人々は、帰化していなければ現在も米国籍のみか、あるいは

無国籍である。また、一九八五年に二〇歳未満であったアメラジアンも、措置期間内に申請すれば日本国籍が取れることを知らなかった場合は、同様である。彼らの中には米軍基地で現地雇用の軍属として働く人が多い。彼らは、相談事例を用いて前述したように、日米どちらの市民権からも徹底的に疎外されているのである⁽¹⁴⁾。

第二に、国籍法改正後であるにもかかわらず、日本国籍を取得できないアメラジアンの子どもの問題がある。父親が米軍人・軍属である場合、その家族も日米地位協定で保障された身分になるので、外国人登録も帰化もできない。海外で生まれ、国籍留保願の手続きが行われておらず、両親が離婚して日本人の母親が帰国するのに伴って来日した子どもも、日本国籍取得はきわめて難しい⁽¹⁵⁾。両系血統主義の主旨は、現場運用に生かされているとは言いがたい。

第三に、二重国籍者の国籍選択をめぐる問題がある。いくらかのアメラジアンは、国境を越えて何度も移動し、どちらの社会でも定住する。例えば、いったん米国籍を選んでも、日本で学んだり働いたりするために、あるいは沖縄で母親と暮らすために戻ってくるという移動が想定される。どちらかひとつの国籍選択を迫る現行法は、二つの社会にまたがって生きるアメラジアンの現実にそ

ぐわなないものとなっている。

以上から、一九八五年国籍法改正後も、日本国籍の取得によって市民権を得るという回路から、さまざまな要因によって隔てられてきたアメリカンがいることが指摘できる。アメリカンの剥奪状況を見ると、我々は、市民権保障の原理は何かという根本的な問いに立ち戻らざるを得ない。日本国籍を持つていれば日本人として、それ以外の者は外国人登録を行う定住外国人として範疇化するという扱い方では、日米地位協定によって外国人登録ができないまま日本に定住するアメリカン、二つの社会を行き来するアメリカンの市民権を保障することができないのである。

アメリカンの市民権は、日本国籍の取得によってだけでなく、むしろ、日本国籍にも外国人登録にも依拠しない形で、定住しているという事実に基づいて保障されねばならないと筆者は考える。現在の日米地位協定が改定を要していることには疑いを入れないが、たとえ日米地位協定の改定が実現していくらかのアメリカンが日本国籍を取得しても、それだけでは問題の解決にはならない。全てのアメリカンが単一の帰属意識を持ち、日本に定住し続けるわけではないからである。

三．アメリカン・スクールを中心とする教育権保障運動

(一) 担い手となった女性たち―国際恋愛・結婚の多様化
アメリカンの母親たちが中心となった一九九七年以降の教育権保障運動の時代は、一九八五年国籍法改正までの「無国籍児」問題の時代と比べると、どのように変化したであろうか。

大きく変化した点は、アメリカンの母親たちの階層やライフ・スタイルの多様化である。その背景には、沖縄における国際恋愛・結婚の変化がある。アメリカン・スクールを設立した保護者の多くはシングルマザーであったが、専門職につき、英語を話し、沖縄県や文部省と交渉する傍ら、米軍基地内からも教材提供などの支援をとりつけられる女性たちであった⁽¹⁶⁾。米軍統治下の、国際恋愛・結婚を性暴力や売春と同一視する時代、さらに一九七〇年代に沖縄県教育庁が「混血児」の母親の最も多い職業はホステス⁽¹⁷⁾といった調査結果を出した時代は、過去のものとなっていた。女性の就労機会の拡大を反映して、国際恋愛・結婚を、個人が自由意志で選ぶ人生の選択肢の一つとして経験する女性が増えてきた。アメリカン・スクールを設立した女性たちは、アメラ

ジアンの子どもを「基地の落とし子」とみなす否定的なステレオタイプに異を唱え、二つの社会のはざまに生きる子どもたちをありのままに受け入れる学びの場を作ってきた。

(二) 残されてきた社会的課題

一方で、いくつかの状況は、二つの時期区分を通じて存続している。第一に、沖縄には依然として広大な米軍基地が駐留し続けている。その結果、沖縄では全国的に見て特異な国際結婚・離婚、すなわち日本人妻・外国人(アメリカ人)夫という組み合わせが統計的に突出するという状況がある⁽¹⁸⁾。そして日米地位協定は、アメリカ人男性と沖縄女性の関係に構造的な不平等をもたらしてきた⁽¹⁹⁾。

第二に、沖縄社会内部の、アメラジアンの子どもたちとその母親に対する差別・偏見の問題が存続してきた。必ずしもすべての公立学校や地域社会でいじめや差別が生じているわけではないが、アメラジアン・スクールに通っている子どもたちは、商店から買い物中に追い出される、学校で髪を引っ張られるといった体験を多かれ少なかれ経てきている⁽²⁰⁾。またアメラジアンを、英語力の有無によって、父親がいてアメリカとのつながりもある

羨望の的としてのハーフと、母子家庭でアメリカとのつながりもない「島ハーフ」(註：島は沖縄産であることを示す接頭語)に区分するステレオタイプは、沖縄において根強い⁽²¹⁾。

(三) アメラジアン・スクールの理念

アメラジアン・スクールは、このような厳しい状況の中で、子どもたちの肯定的なセルフ・エスティーム(自己像)を育むことを理念としている。具体的には、孤立しがちなアメラジアンの子どもどうしが集い、支えあう学びの場を作り、さらにアメリカの言語・文化、日本の言語・文化の両方を学ぶ機会を提供してきた。このバイリンガル/バイカルチュラル教育は、「ダブルの教育」と呼ばれている。

アメラジアン・スクールは、一九九八年に民間の教育施設として設立された。当時の生徒数は一七名だったが、今では幼稚園から中学生にあたる六〇名余が学んでいる。クラスは幼稚園と低学年、中学年、高学年の四つにクラスを分け、アメリカ人の担任教師が一人ずつ各クラスを担当し、言語(Language)、数学、科学、体育を教えている。日本人の教師は、沖縄県女性総合センターから派遣されている常勤講師二名とボランティアからなり、各ク

ラズで週六時間、日本語、社会科、総合学習を指導している。その他にIT授業があり、必要に応じてESL(第二言語としての英語学習)、JSL(第二言語としての日本語学習)、公立高校受験対策の補習を行う。一九九九年以降、子どもの学籍がある公立学校長と教育委員会が必要性を認めれば、アメリカン・スクールで学ぶ日数が公立学校の出席日数としてカウントされる「出席扱い」が適用されるようになった⁽²⁾。六人の卒業生は全員、日本の中学卒の学歴を得て、一人はアメリカの高校に進学し、五人は沖縄の公立高校に進学している。

アメリカンの教育権保障運動は、公立学校、民間のインターナショナル・スクール、基地内のアメリカン・スクールのいずれにおいても、いくらかのアメリカンの子どもたちが学びの場をもてなかったことから出発した。アメリカン・スクール開校以前に子どもたちが通っていた民間のインターナショナル・スクールで環境問題が発生した時、保護者が自主退学させた約八〇名の子どもたちは学びの場を失った。保護者たちが公立学校における国際教室の設置を求めたところ、沖縄県教育庁は、「外国人」のための教育を公教育の枠内で準備することはできないと答えた。実際には、その子どもたちのほとんどは日本国籍を持っていた。しかし、これまでの学習言

語や生活言語が英語であったという経緯や、アメリカ人である父親とコミュニケーションを行うために、また社会的偏見の中で肯定的な自己像を持つて生きるために、英語を主要な学習言語とする必要性があることを語りだしたとたん、彼らは「外国人」として排除されたのである。一方、基地内のアメリカン・スクールに通わせる場合は経済的負担が重く、さらに公立学校とは逆に「米国人」になる教育を行っているので、日本語の読み書き能力をはじめ、日本社会で生きていく力をつけることはできない。

教育権保障運動を通して、保護者たちは、「米国人」になるための教育も、「日本人」になるための教育も、アメリカンの子どもたちにはすぐわなないことに気づいていた。それまで「ハーフ」と呼ばれて、どちらの社会でも蔑視されることのあった子どもたちに、「ダブル」の教育を通して肯定的なセルフ・エスティームを育むという理念を共有する保護者たちが、アメリカン・スクールを設立した。教育権保障運動には、アメリカンの子どもたちと母親が沖縄社会で体験してきた排除や偏見に根ざした、いわば外因的な側面があると言える。

四、ディアスポラとしてのアメリカン

一方、「ダブルの教育」には、アメリカンというエスニック・マイノリティの持つ特性そのものに根ざした、いわば内因的な要素があると筆者は考える。

アメリカンは、共有する祖国、出身地、国籍、「アメリカンの言語」「アメリカンの民族文化」といった、従来のエスニシティ概念を成り立たせる要素を一切持たないエスニック・マイノリティである。さらに、彼らはネイティブ、オールドカマー、ニューカマー、定住外国人等のいずれの範疇にも属さない。アメリカで生まれて沖繩に移住してきたアメリカン、沖繩で生まれてアメリカに移住するアメリカンがいる。いくらかのアメリカンは、親の転勤、進学、就職、高齢化した親の介護のために、いく度も国境を越えて移動する。このような属性を見るとき、アメリカンは「ディアスポラ」の一形態として把握されうる。

文化人類学者ジェームズ・クリフォードの「複数のディアスポラ」による定義を用いれば、ディアスポラとは「一方で国民国家／同化主義的イデオロギーと構成的な緊張関係にあり、同時に他方、土着的(indigenous)とリわけ自生的主張とも緊張関係を持つ」概念とされる⁽²³⁾。ディ

アスポラは、純粹で安定的なカテゴリーへの帰属という枠組みにおさまらず、ギルロイによれば「起源 (roots) に向かう直線的なアイデンティティではなく「経路 (routes)」という移動のプロセスによって生成された、同時に複数の場所をつなぐアイデンティティをもたらずものである。

アメリカンは、自身の両親のいずれともエスニシティを共有しない。アメリカンどうしを結びつける同郷紐帯、血縁紐帯、共通の信仰やライフ・スタイルといったものは存在しない。しかし、アメリカン・スクールの子どもたちと韓国のアメリカン・クリスチャン・アカデミー⁽²⁴⁾の子どもたちが交流する時、彼らはそれぞれの社会において体験した排除や偏見についてすすんで語り合う。そこでは、傷つき、自分を恥じたアイデンティティ葛藤の経験は、他者を理解する力をもたらした過程として、アメリカンの子ども自身によって肯定的にとらえなおされる⁽²⁵⁾。沖繩と韓国のアメリカンの子どもたちは、日常を共に生きるわけではなく、交流が終わればそれぞれの場所に戻り、電子メールをやり取りする生活空間を共有しない形のネットワークが少しずつ形成され始めている。

アメリカンは、ディアスポラの否定的な側面である

「根無し草」に陥りかねない反面、ディアスポラのもうひとつの性質、すなわち固定的で本質主義的な属性に拠らない形でアイデンティティを育み、ゆるやかなネットワークで結び合う可能性を持っていると考えられる。アメリカン・スクールが提供している教育は、ディアスポラの否定的な性質を乗り越え、複数の社会に帰属し、あるいはどこにも帰属しない自己をありのままに受けとめていく力を育もうとする実験的な試みとしてとらえることができる。そこでは、日本語と英語「どちらもべらべら」という皮相なバイリンガリズムは追求されない。子どもたちは、日本とアメリカという二つの国民国家への帰属意識、あるいは固定的な「アメリカンとしての誇り」を持つことを期待されない。「ダブルの教育」の「ダブル」は「ハーフ」というステレオタイプへの異議申し立てであり、「日本人」と「アメリカ人」の両方を一人のアメリカンの中に詰め込もうとする教育方針を含蓄しているのではないのである。

アメリカンの子どもたちは、周囲の沖縄の子どもたちと外見や言語・文化的背景が異なるだけでなく、彼ら自身、どのような国籍、地域、血縁、文化によってもひとくくりにはできない多様性、必ずしも一つの社会に定住せず、移動とアイデンティティ変容をくり返していくと

いう可変性を持っている。このようなディアスポラの存在は、教育権保障運動が始まるまでは潜在化していた。しかしアメリカンの母親たちは、敢えて彼らの存在と、彼らが直面してきた問題状況を顕在化させた。ホスト社会は、アメリカンとどのような関係を結び、いかなる形で市民権を保障していくのかを問われている。

五. ホスト社会・沖縄の課題

沖縄では台湾人、フィリピン人、インド人などによるエスニック・コミュニティが存在してきたが、アメリカン・スクールが設立される以前は、エスニック・スクールは存在しなかった。アメリカンの教育権保障運動は、沖縄社会の内部にマイノリティが存在し、さまざまな問題状況に直面しているということを顕在化させた。従来、「日本」に対するマイノリティとしてとらえられることの多かった沖縄について、その内部に多様性や緊張、葛藤をはらんでいる「ホスト社会」としてとらえていく視点が必要となってきた。

ホスト社会として沖縄を見る場合、その特徴として、第一に、米軍基地の集中によって特化されたエスニックな構成を挙げねばならない。沖縄県の外国人登録者数は八三五一人であるが⁽²⁶⁾、外国人登録の対象外である米軍

人・軍属とその家族が約五万人という規模で存在する。彼らの大半は基地内に居住しているが、民間の賃貸住宅などを利用して基地の外に居住しているアメリカ人もいる。さらに外国人登録者の中でも、アメリカ人一九七二人は最大のエスニック・グループである。これら民間のアメリカ人には、元軍人・軍属だった人や、アメリカンを含むその家族が多い。中国人一八七九人の多くは台湾にルーツを持つ人々であるが、フィリピン人一八七二人の多くは基地周辺の歓楽街で働くエンターテイナーの女性たちである。韓国・朝鮮人の外国人登録者数は五六六人に過ぎない。多民族社会としての沖繩は、第二次産業の低迷を背景にフィリピン人女性以外の外国人労働者がほとんどいないこともあり、米軍基地の駐留によって大きく規定されている。

沖繩のエスニックな構成においてアメリカ人、それも米軍関係者が圧倒的な比率を占めていることは、アメリカンに対する社会的なまなざしに影響を及ぼしている。アメリカンは、ただ周囲と外見が異なっているためだけでなく、しばしば沖繩県民の反基地感情や反米感情の標的とされる。他方、沖繩には基地内の豊かな生活物資やアメリカ流のライフ・スタイルへの憧れも存在する。「ハーフ?英語喋れる?」という、アメリカンが初対面

の人に必ず問われる質問は、アメリカンを、父親同居で基地内にも入れる羨望の的としてのハーフト、母子家庭で基地を囲むフェンスの外側に捨てられている「島ハーフト」という二種類のステレオタイプに区分し、序列化する。

ホスト社会としての沖繩を特徴づける第二の点は、ハイノリテイとしての沖繩の豊富な体験に比して、ホスト社会としての沖繩の、内なるマイノリティとの葛藤の体験が少ないことである。沖繩の人々は、マイノリティとしてはきわめて多様な体験を持っている。まず日本社会におけるマイノリティとして、「ヤマト」とのコンフリクトは基地問題をめぐって継続している。中国文化の影響を色濃く受け、さらに「ヤマト世」「アメリカ世」を経てさまざまな要素が混在する「沖繩文化」は、「日本」のそれとは異なる独自の文化と見なされることが多い。

さらに、沖繩の人々はきわめて豊かな移民経験を持っている。沖繩県は全国一の移民送出県であり、海外に在住する「うちなーんちゅ」すなわち沖繩人は、移民の子孫を中心に約三〇万人という規模にのぼるのである。沖繩出身者はハワイで、南米で、子どもたちに沖繩の文化を学ばせ、沖繩人どうしが集うエスニック・コミュニティを形成してきた。

他方、〈ホスト社会としての沖縄〉は、外国人の圧倒的多数がアメリカ人、しかも米軍関係者であるという特殊事情を背景に、社会内部のエスニック・マイノリティの剥奪状況や民族関係を問う体験をほとんどしてこなかった。アメリカンの教育権保障運動は、沖縄社会が初めて体験した、沖縄内部のマイノリティによる権利保障運動なのである。

アメリカンの教育権保障運動は、沖縄社会が、決して「日本」に対するマイノリティとして一枚岩的にとらえられるべき均質な社会ではないことを顕在化させた。沖縄社会が、ホスト社会としてアメリカンと共生的な関係を結んでいく上でどのような課題があるのかを、最後に整理しておきたい。

第一は、市民権保障をめぐる課題である。一九八五年の国籍法改正が大きな前進であったことは言うまでもないが、現在の、成人の二重国籍を認めず、外国人登録を帰化の前提条件とする国籍法は、いくらかのアメリカンにとつてきわめて抑圧的で、彼らを市民権から実質的に排除する制度となっている。しかし、アメリカンのディアスポラとしての性質、すなわち一つの社会への定住・帰属という枠組みに収まりきれないアイデンティティやライフ・ステージの展開可能性を踏まえれば、日本

国籍取得の簡易化という方向だけでなく、むしろ定住の事実に基づく市民権保障を図っていく必要があると考えられる。市民権保障の議論は沖縄県内だけで決着がつくものではなく、その文脈においてアメリカンのホスト社会は、沖縄―日本社会という重層的な構造を持っている。アメリカンの実態に即した市民権保障について、沖縄から日本社会へ提言していくことが求められている。

第二は、沖縄社会の内なる共生に向けての課題である。アメリカン・スクールの設立によって、特に公教育におけるアメリカンの排除の問題に光があたるようになってきた。アメリカンに対するいじめやいやがらせを禁ずるルールを作っていく必要があるが、沖縄の人々の反基地感情あるいは反米感情に根ざした関係性の歪みを克服するためには、禁止だけでなく相互理解と共感を育むことが重要になってくる。

〈ホスト社会としての沖縄〉の課題を考える時、〈マイノリティとしての沖縄〉の体験は、きわめて豊かな資源になると筆者は考える。例えば、沖縄の移民史の学びは、公立学校においてほとんど導入されていない。沖縄の人々の国境を越えた移動、海外で体験した差別や剥奪状況、エスニック・コミュニティの形成について考察することは、複数の社会にまたがって生きる人々の体験や視

野の豊かさを実感するのに最適の学びになると思われる。移民体験の掘り起こしを、均質な沖縄アイデンティティの再生産ではなく沖縄の多様性の発見につなげていくことが、ヘマイノリティとしての沖縄へ体験に裏打ちされた形でヘホスト社会としての沖縄を整備していく上での課題となるだろう。

附記・本稿は、第六一回西日本社会学会（二〇〇三）の重点部会「地域社会と民族関係・多民族社会の発見と共存の方策」での報告に基づき執筆した「アメリカンと沖縄社会・ディアスポラから見るホスト社会としての沖縄―」【西日本社会学会年報】No.2（二〇〇四）を訂正・加筆したものである。学会会場で示唆に富んだコメントを下された方々に記して感謝します。

(註)

(1) アメラジアンという用語は、沖縄では、一九九七年一月に設立された「アメラジアン」の教育権を考へる会」ではじめて用いられた。活字としては、上里和美による連載コラム「アメラジアン」の教育権」琉球新報、一九九八年一月一五日が初出である。

(2) 同法の正式名称は以下のとおりである。Public Law

97 359: Act of 10/22/82.

(3) 最近のヴェトナム系アメラジアンに関する著作としては、以下のものがある。The Dust of Life:

America's Children Abandoned in Vietnam. Robert S. McKelvey, University of Washington Press, 1999.

(4) ここでいう「国際児」とは、「人種の異なるもの同士」の婚姻によって両方の特色が混じって生まれた児童」である。この数は、一九七五年の沖縄県教育庁調査による、幼稚園から高校までの国際児の就学者数一二五一人を、戦後三〇年ということで三倍した数である。日本弁護士連合会・第六次沖縄調査団「沖縄無国籍児問題調査報告書」一九八一年

(5) 厚生労働省「人口動態統計」において、沖縄でアメリカ人の父親と日本人の母親から生まれた子どもとして記述されている数値を参照した。

(6) 「外国人の子弟及び重国籍児等の就学状況に関する実態調査結果」沖縄県教育委員会二〇〇〇年

(7) 照本祥敬「アメラジアン（国際児）の就学状況について」科学研究費補助金（萌芽的研究）研究成果報告書「沖縄におけるアメラジアン」の生活権・教育権保障」二〇〇三年一頁

(8) 波平勇夫「混血児の研究Ⅰ」【沖縄国際大学論集】第一

○巻一号一九七〇年

- (9) 国際福祉相談所『国際福祉相談所創立二五周年記念誌』社会福祉法人国際福祉会一九八三年
- (10) 社会福祉法人国際福祉沖縄事務所「沖縄県の混血児―その現状と対策―一九七四年
- (11) 母親の職業について、沖縄県教育庁が行った実態調査によると、母親一二五人のうちホステス一三五五人、雇用七四人、ウエイトレス六四人、メイド三二人であった。沖縄県教育振興会・財団法人沖縄協会「沖縄の混血児実態調査報告書」一九七五年 六頁
- (12) 日本弁護士連合会による調査（一九八一年）では、無国籍児は約八〇名とされているが、この数は全貌をつかんでいない。無国籍児は、父親が米国籍館に出生届をしなかった場合に発生した。また、そして父親自身が帰化によって米国籍を取得し、米国での必要居住年数を満たしていないために米国籍を子どもに継承させる権利がない場合がある。さらに、沖縄女性がアメリカ人男性と結婚し、その後遺棄され、離婚手続きができないまま日本人男性との間で子どもを作った場合も、子どもは法的にアメリカ人の夫から国籍を継承するものとされ、「無国籍児」になっていた。
- (13) ISA O事務局長であった大城安隆は、子どもが一五歳から二〇歳の間に、両親のどちらの国籍をとるかを選べるように国籍法改正を行うよう提言していた。大城安隆「国際児童年 沖縄からの提言」一九七九年 国際福祉相談所『国際福祉相談所創立二五周年記念誌』社会福祉法人国際福祉会 一九八三年 六二頁に収録
- (14) 野入直美「沖縄におけるアメリカンの生活権保障―国際恋愛・結婚法律相談の事例を中心に―」科学研究費補助金（萌芽的研究）研究成果報告書「沖縄におけるアメリカンの生活権・教育権保障」二〇〇三年 二〇～二二頁
- (15) 海外で出生した子どもが日本国籍を得るには、出生後三か月以内に、日本大使館に出生届と国籍留保願の手続きがなされている必要があるのだが、この手続きは一般にはほとんど知られていない。この手続きをしていなくても、日本に帰国後、両親が法務局に出頭し、子どもの日本国籍取得に合意している旨を述べれば手続きは可能だが、両親が離婚し、母親が父親と親権を共有しない形の単独親権を得られずに子どもを連れて帰国すると、法務局では、父親も法務局に出頭するよう求める。現実として、アメリカに居住している父親が出頭することはまずありえないので、アメリカンの子どもの日本国籍取得手続きは行き詰まってしま

- う。
- (16) アメラジアン・スクールの設立にあたって中心的な役割を果たしたセイヤー・ミドリさん、与那嶺政江さんの手記は、『アメラジアンスクール 共生の地平を沖縄から』ふきのとう書房、二〇〇一年に収録されている。
- (17) 沖縄県教育振興会・財団法人沖縄協会『沖縄の混血児実態調査報告書』一九七六年 六頁
- (18) 全国的に見ると、国際結婚・離婚ともに妻外国人・夫日本人というカップルが占める比率は七〇パーセントを超えているが、沖縄では逆に、妻日本人・夫外国人というカップルが占める比率が八〇パーセント以上であり、さらにその圧倒的多数において、夫はアメリカ人である。
- (19) 例えば、米兵・軍属は日米地位協定による身分保障を受けており、日本の家庭裁判所で養育費についての調停を行った後に違約しても、あるいは地方裁判所や最高裁判所で婚約破棄や離婚をめぐる判決を受け、慰謝料の支払いを命ぜられても、裁判所職員は基地内に入って養育費の支払いを督促することも、給与を差し押さえることもできない。このような事例が、大半は沖縄女性に泣き寝入りを強いる形であとをたたないのは、米兵・軍属であるアメリカ人男性が、自分たちの身が安全に守られていることをよく承知しているからだと考えられる。いくらかのアメリカ人男性が沖縄女性を対等なパートナーと見なさず、養育費を支払わないという状況は、日米地位協定に根ざす構造的な背景を持つている。野入直美「沖縄におけるアメラジアン生活権保障運動―国際恋愛・結婚法律相談の事例を中心に―」科学研究費補助金（萌芽的研究）研究成果報告書「沖縄におけるアメラジアンの生活権・教育権保障」二〇〇三年 一四頁
- (20) セイヤー・ミドリ「アメラジアン・スクールがめざすもの」『アメラジアンスクール 共生の地平を沖縄から』ふきのとう書房二〇〇一年 九八頁
- (21) 野入直美「沖縄のアメラジアン―教育権保障運動が示唆していること―」山本雅代編著『日本のバイリンガル教育』明石書店 二〇〇〇年 一三九頁
- (22) アメラジアン・スクールの設立当初、ほとんどの生徒たちは就学義務の猶予・免除を受けていた。それは、一九八四年の文部省通知「国籍法の一部改正に伴う重国籍者の就学について」に基づく措置である。通知は、保護者から願出があれば、「重国籍者が将来外国の国籍を選択する可能性があることにかんがみ、（中略）他

に教育を受ける権利が確保されていると認められる事由があるときには、「就学の猶予または免除を認められる」としている。この措置は、国籍法との整合性上、大きな問題をはらんでいる。国籍法によれば、重国籍者は二十二歳までに国籍選択をすればいいのだが、この措置をとったまま学齢期を過ぎると義務教育の学歴が得られなくなり、日本社会で生活することはきわめて困難になるため、日本国籍を選ぶという選択肢は著しく制限されるのである。さらに、沖縄県のいくつかの市町村では、保護者への説明と合意がほとんど行われないまま、重国籍児童がほぼ自動的に就学義務の猶予・免除措置を受け、その結果、義務教育の学歴を得る道を閉ざされていた。「アメラジアン」の教育権を考える会」は、一九九九年に宜野湾市に対して、就学義務の猶予・免除措置の取り消しと公立学校における学籍の回復を求め、宜野湾市はこれを受理してアメラジアンの子どもたちを公立学校へ編入学させた。さらに「考える会」は、公立学校に、はじめの問題や英語による学習機会がないために学びの場をもてないアメラジアンの子どもがいることを訴え、アメラジアン・スクールを学びの場として認めるように運動を行った。その結果、アメラジアン・スクールで学んでいる子ども

たちの毎月の「出席の記録」と毎学期の「学習の記録」を公立学校に送り、公立学校長と教育委員会がその生徒がアメラジアン・スクールで学ぶ必要性を認めれば、スクールで学んだ日数を公立学校の出席日数としてカウントする「出席扱い」の措置がとられることになった。

(23) Paul Gilroy, "Diaspora Cultures", *New Statesman and Society*, 23, March, 1994.

(24) 韓国には約一〇〇〇人のアメラジアンの子どもたちがいると推定されている。アメラジアン・クリスチャン・アカデミーは、一九九九年に東豆川で設立された。

以下は、その学校長であるジェイムズ・カン・マツカンの論文である。James Kang-McCann, *Korean Amerasian's Past, Present and Future*, 科学研究費補助金(萌芽的研究) 研究成果報告書「沖縄におけるアメラジアン」の生活権・教育権保障」二〇〇三年 七八〜八九頁

(25) 二〇〇二年に関西で行われた「アメラジアン子どもサミット」では、沖縄と韓国のアメラジアン、そして在日コリアンや中国帰国者の子どもたちが集い、自分たちの体験を語り合い、共有しあった。ひとりのアメラジアン・スクールの生徒がエッセイにつづっている。

「世界中に、同じように（差別によって）苦しんでいる人がいる。あきらめず、立ち上がり、自分自身に誇りを持つとう。」沖縄タイムス、二〇〇二年一〇月一七日夕刊、「アメラジアンとの交流 沖縄、韓国 思いつながるダブルの力に誇り」

(26) 法務省「平成十五年末現在 都道府県別・国籍（出身地）別外国人登録者数」<http://www.moj.go.jp>

(27) 沖縄出身の海外移民は、戦後の移民を含めて九万三千人を数える。石川友紀「日本移民の地理学的研究―沖縄・広島・山口」榕樹書林 一九九七年

